

新規上場日の売買における成行呼値の禁止について

証券会員制法人 福岡証券取引所 市場部

本所では、2023年6月26日（月）以降に新規上場する銘柄（新規公開銘柄に限ります。）について、新規上場日の売買における成行売呼値及び成行買呼値を禁止します。本件に関して、新規上場銘柄の成行呼値の取扱い等について以下のとおりご案内します。

1. 成行呼値禁止の対象銘柄について

- すべての「直接上場銘柄¹」が対象となります（以下の表をご参照下さい）。

<成行呼値禁止の対象銘柄>

上場形態		成行呼値 禁止	備考
直接上場	直接上場銘柄	対象	REIT等を含む
	本所が その都度指定する銘柄	対象外	テクニカル上場、新株予約権
他市場経由		対象外	他取引所経由（外国金融商品取引所等を含む）

- また、新規上場銘柄の成行呼値禁止の有無については、以下のとおり、本所ホームページでも公表します。
 - 上場承認日に「ホーム > 上場会社情報 > 新規上場会社概要²」に掲載する「会社概要」
 - 新規上場日の前営業日に「ホーム > お知らせ³」に掲載する「新規上場日の初値決定前の気配運用について」（掲載対象は直接上場銘柄のみ）

2. 成行呼値禁止期間について

- 新規上場日の売買において、成行呼値を終日禁止します。

※新規上場日に初値が決定しなかった場合、初値決定日まで成行呼値禁止を継続します。

3. 新規上場銘柄に対する規制措置について

- 現在、本所では、新規上場日に初値が決定しなかった直接上場銘柄について、翌営業日から以下①～③の規制措置を実施しています。
- 施行日以降に新規上場する直接上場銘柄について、上場日に初値が成立しなかった場合には、翌営業日から以下②及び③の規制措置を実施します（上述のとおり、成行呼値の禁止は初値決定日まで継続します）。

¹株券（業務規程第2条第1項第1号に規定する株券をいい、本所、国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている銘柄を除く。）のうち新たに上場された銘柄（本所がその都度指定する銘柄を除く。）をいいます。

²<https://www.fse.or.jp/listed/index.php>

³<https://www.fse.or.jp/info/index.php>

<現在の新規上場銘柄に対する規制措置>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 初値決定日までの売買について、成行買呼値の禁止② 初値決定日の買付けについて、買付顧客から買付代金（現金）の即日徴収③ 初値を定める売買について、会員の自己計算による買付けの禁止 |
|---|

・なお、規制措置を実施する場合には、現在の運用と同様、16時頃を目途に本所ホームページで公表します。

※ 6月23日（施行の前営業日）までに新規上場した銘柄のうち、6月26日（施行日）時点で初値未決定の銘柄については、6月26日から初値決定日までの間、成行買呼値だけでなく、成行売呼値も禁止となりますのでご注意ください。

以 上